

令和7年度外国人材確保支援事業業務委託 仕様書

1 業務の目的

労働力不足に課題を抱える県内中小企業等における、将来の幹部候補生や企業の生産性向上等の業務を担う高度外国人材の確保を支援するため、海外において合同面接会等を開催し、現地の大学生等と県内企業とのマッチング機会を創出する。

2 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務概要

受託者は、以下に示すターゲット国での高度外国人材の育成状況等を十分に理解したうえで、優秀な人材と県内中小企業等とのマッチング、日本語教育等、就業体験、入国サポートなど、企業が求める人材の確保に向けた総合的な支援を行うこと。

4 ターゲット国

- ①ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）
- ②インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）

5 委託業務の内容

(1) ベトナム

県内中小企業等におけるベトナム人高度人材の受入れを促進するため、令和7年1月に締結した三重県とハノイ工科大学による覚書に基づき、ハノイ工科大学と連携のうえ、以下の事業を実施する。

①日本語教育

ア 概要

基礎的な日本語教育と三重県の文化経済等の理解促進、三重県企業の魅力発信のため、ハノイ工科大学学生を対象に、日本語教育講座を実施する。

イ 受講者数

30名程度

ウ 参加対象者

次のいずれにも該当するハノイ工科大学学生

- ・日本語能力の向上（日本語能力試験 N4程度）を希望する者
- ・卒業後に県内事業者への就職意向がある者

エ 主な業務

- ・基礎的な日本語教育講座を実施すること。講座には三重県の文化経済等の理解促進のための取組や県内企業の紹介を含めること。
- ・会場および講師手配を行うこと。
- ・受講者の募集及び選定を行うこと。

オ 留意事項

- ・会場は原則としてハノイ工科大学内とする。
- ・日本語教育講座の内容設定、会場や講師の手配、受講者の募集及び選定等、日本語教育講座の運営にあたっては、三重県及びハノイ工科大学と協議のうえ実施すること。

②県内企業での就業体験

ア 概要

ハノイ工科大学の学生の県内企業への理解や県内企業の外国人材への理解を深め、高度外国人材の県内企業への就職を促すため、県内企業において、日本での就職を希

望するハノイ工科大学の学生を対象とした就業体験等を実施する。

- イ 参加者数
10名程度
- ウ 参加対象者
原則として、日本語教育講座受講生の内、参加を希望する者
- エ 実施日数と実施時期
実施日数：7日間程度
実施時期：原則として、「5（1）③合同面接会」実施日までに実施すること。
- オ 主な業務
 - ・ 招聘する学生の選抜、渡航に必要な手続き支援、渡航を含む国内外の移動手段と滞在期間中の宿泊場所の確保、受入企業の募集と就業体験プログラム等の企画、滞在期間中の学生および企業への対応、通訳の手配等、ベトナム人材就業体験の実施に必要な業務を行うこと。
 - ・ 学生の滞在期間中の内容について、県内事業者での就業体験は必須とし、その他、三重県的生活文化やビジネス事情等の理解を深めるための取組を行程の中を含めること。
- カ 留意事項
 - ・ 就業体験の行程管理や参加する学生の安全を確保するための人員を置くこと。
 - ・ 就業体験実施中の事故等に備え、保険加入等必要な対応を行うこと。
 - ・ 学生の選抜にあたっては、受入企業が求める人材像や学生の専攻や希望等を考慮すること。
 - ・ 就業体験実施企業は5社程度を想定している。なお、就業体験実施企業には半導体分野の企業を1社以上含めること。
 - ・ 就業体験実施中の通訳については、就業体験実施企業1社につき1名以上手配すること。
 - ・ ハノイ工科大学から教員等の同行がある場合、同行者の費用は委託費用の範囲外とする。
 - ・ 実施時期や詳細な実施内容については、ハノイ工科大学とも協議のうえ、決定すること。
 - ・ ①②で実施する日本語教育講座及び就業体験の参加者に対し、③合同面接会への参加を促す取組を行うこと。

③合同面接会

- ア 概要
高度外国人材の採用をめざす県内中小企業等とベトナム人材のマッチング機会を設けるため、ハノイ工科大学にて就職面接会を開催する。
- イ 出展企業数目標
15社程度
- ウ 参加対象者
 - ・ ハノイ工科大学を中心とした、ベトナム国内の大学の在生または卒業生
 - ・ 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を取得するための要件を満たしている求職者
- エ 開催日数
2日程度
- オ 開催時期
合同面接会の開催時期は、三重県及びハノイ工科大学と協議のうえ決定すること。
- カ 開催場所
ハノイ工科大学内
- キ 主な業務
「5（3）共通事項」に記載

(2) インドネシア

①合同面接会

ア 概要

高度外国人材の採用をめざす県内中小企業等とインドネシア人材のマッチング機会を設けるため、インドネシアにて就職面接会を開催する。

イ 出展企業数目標

15社程度

ウ 参加対象者

- ・インドネシア国内の大学の在生または卒業生
- ・出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「技術・人文知識・国際業務」等の専門的・技術的分野の在留資格を取得するための要件を満たしている求職者

エ 開催日数

2日程度

オ 開催時期

合同面接会の開催時期は、現地の就職活動等の情勢も踏まえながら、三重県と協議のうえ、決定すること。

カ 開催場所

開催都市としてジャカルタを想定している。

会場は都心部のホテルなど、合同面接会に参加する企業や現地の人材がアクセスしやすい場所とすること。

キ 主な業務

「5（3）共通事項」に記載

②日本語教育及びビジネスマナー・生活知識講座

ア 概要

- ・企業から採用の内定を受けた人材全員を対象に、5か月程度の日本語教育プログラムを実施すること。なお、日本語教育プログラムの実施にあたっては、受講者の日本語能力を考慮のうえ、内容を設定すること。
- ・日本語教育に加えて、ビジネスマナーや日本で生活するための知識などを学ぶ内容も含めること。

(3) 共通事項

①合同面接会

<参加企業募集>

- ・県内企業に対して広報活動を行うとともに、チラシ等を作成し、参加企業を募集すること。なお、三重県では、受託者と協議のうえ、必要に応じて、三重県 HP、三重県 Facebook、三重県 X（旧 Twitter）への掲載による広報を行うこととする。
- ・募集チラシ等に県内企業の自己負担費用（海外渡航費・宿泊費等）を明示すること。
- ・募集チラシ等作成後に県内企業が参加可否を判断するための事前説明会を開催すること。
- ・合同面接会参加企業に対して合同面接会に関する事前説明会（宿泊場所、交通手段、合同面接会の運営方法、採用に向けた個別面談、人材の入国サポート、企業の自己負担費用など説明）を開催すること。
- ・募集要項等、人材を募集するための資料及び企業を募集するための資料（翻訳等の作業も含む）を作成すること。なお、企業が作成する「人材募集要項」については、本県での就職後のキャリアプランが在留資格に合致するかなどについて添削すること。

<人材募集>

- ・現地の大学や関係機関に対して広報活動を行うとともに、ウェブサイトやチラシ、SNSを活用し、人材の募集を行うこと。
- ・人材の募集にあたっては、現地の大学や関係機関と緊密に連携すること。

<合同面接会の運営>

- ・開催告知チラシや参加企業の情報をまとめた当日配布資料など合同面接会の実施に必要な資料を作成すること。
- ・人材及び企業の応募書類の翻訳を行うこと。
- ・必要となる通訳の手配を行うこと。
- ・合同面接会への参加にあたっては、原則として現地参加とする。ただし、現地参加と同等の効果が見込まれる場合は、企業、人材ともに Zoom や Microsoft Teams 等のオンライン会議ツールを活用した参加についても柔軟に対応すること。

<合同面接会後のフォローの実施>

- ・合同面接会で選定した人材について、採用に向けた個別面談を開催すること。
- ・Zoom や Microsoft Teams 等のオンライン会議ツールを活用することとし、必要に応じて、企業に対してアプリ導入や利用に関する支援を行うこと。
- ・個別面談の結果をふまえて、企業が採用者を決定する際の支援を行うこと。
- ・参加企業が合同面接会の選考通過者に対してさらなる選考を行う場合は、選考日程の調整など、選考実施にかかる支援を行うこと。
- ・人材に対する選考結果の通知や企業に対する内定承諾の連絡など、人材や企業との連絡調整を緊密に行うこと。

②人材の入国サポート

- ・内定者を対象として、在留資格申請にかかる必要書類の連絡・調整など、日本への入国にかかるサポートを実施すること。(入国時のお迎えや生活立ち上げ等の支援は含まれない。)
- ・在留資格申請書類など関係書類の作成において、人材や企業からの相談に丁寧に対応すること。

③人材の定着支援

- ・企業からの希望があれば、採用後、本県において就職した人材が安心して就労できる職場環境づくりに向けた支援を行うこと。ただし、これらに必要となる経費は、活用を希望する企業の費用負担とすること。

④実施効果の測定・分析等

- ・事業の効果を検証するため、合同面接会への参加者及び参加企業、企業から採用の内定を受けた人材に対して満足度等を測定するためのアンケート調査を実施し、結果を取りまとめること。なお、アンケート項目については、県と協議のうえ、決定すること。
- ・人材の受入促進に向けて、業務成果を踏まえた改善提案を行うこと。

⑤その他

- ・事業の実施にあたり必要な手続きについては、受託者が行うこと。三重県が直接行わなければならない手続きが発生する場合は、書類の作成や提出、先方との連絡等、手続きにかかる事務を受託者がサポートすること。
- ・合同面接会の開催にあたっては、受託者が本事業とは別の合同面接会を開催する場合、三重県の委託事業と同時に実施しても構わない。その場合は、三重県の委託事業で実施する部分とそれ以外とで、費用や企業の参加条件等を明確に区別すること。
- ・県の担当者が参加する現地の大学や関係機関との打合せを行う際に必要となる通訳を手配すること。打合せの回数は5回程度を想定している。

(4) その他留意事項

ターゲット国の関係法令を確認し、県及び参加企業に対して適切な助言を行うこと。

(5) 管理調整業務

- ・受託者は、業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、定期的に取り組状況等県の求めに応じて報告すること。
- ・受託者は、仕様書に定めのない関連する県事業に対し可能な範囲で協力すること。

(6) 成果指標

ベトナム、インドネシアともに合同面接会への参加企業数各 15 社、企業から採用の内定を受けた人材各 15 名

(7) 委託費用の範囲

- ・ベトナム、インドネシアともに合同面接会参加企業数各 15 社までを委託費用の範囲とする。なお、契約金額の範囲内であれば、参加企業が 15 社を超えた場合の費用を委託費用として認める。
- ・企業から採用の内定を受けた人材は、1 社 1 名までは委託費用の範囲内とするが、それを超える場合は参加企業負担とする。

6 業務スケジュール

本業務のスケジュール案を以下のとおり示す。なお、スケジュールは受託者やハノイ工科大学との協議、現地の情勢等により変更となる場合がある。

ベトナムにおいては、令和 7 年 5 月頃に日本語教育講座受講者募集、6 月頃から日本語教育講座を開始、12 月頃に就業体験を実施しながら、日本語教育講座等に並行して合同面接会の参加企業や人材募集を行い、令和 8 年 3 月上旬にハノイ工科大学内で合同面接会を実施することを想定している。

また、インドネシアにおいては、令和 7 年 5 月頃に合同面接会の参加企業等募集に向けた準備を行い、6～8 月頃に企業募集や人材募集、9～10 月頃に合同面接会、11 月～令和 8 年 3 月頃の内定者向け日本語教育及びビジネスマナー・生活知識講座、令和 8 年 1～3 月頃に在留資格手続き等の入国サポートを実施することを想定している。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

8 委託料の支払方法、時期等

(1) 委託料の支払い方法、時期

委託料の支払は、原則、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。ただし、県が必要と認める場合は、受託者は前金払いを請求することができる。

(2) 委託費の減額

前記 5 (6) の成果指標に満たない場合は、協議により参加企業数や内定者数に応じて、必要となる経費の実費相当分を委託費から減額をする場合がある。

(3) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還するものとする。また、上記により契約を解除した場合には、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

10 業務の進め方

(1) 実施計画書の作成

①受託事業者は、県と協議のうえ、実施計画書を作成するものとする。

②受託事業者は、実施計画について変更が生じたときは、適宜県と協議を行い、事前の承認を得るものとする。

(2) 事業の運営・管理にかかる総合調整

(1) で定めた実施計画に基づき、受託事業者は、ターゲット国での合同面接会の実施、日

本語教育プログラム等の実施、県内企業における就業体験の実施人材の入国サポートなど運営・管理にかかる総合調整を行うものとする。

(3) 委託業務実績報告書の作成と提出期限

受託事業者は、全事業実施後、下記の①、②に留意し、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

①提出期限

提出期限は、上記委託内容に掲げる人材の入国サポート最終実施日から起算して30日を経過した日または履行期限のいずれか早い日までとする。

②事業実績報告書の体裁、部数、提出方法等

体裁は次のとおりとし、電子データ（CD-R等）1部と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

(ア) 業務概要説明書（業務目的、体制、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載）

(イ) 業務実施報告（各業務の実施結果等をまとめた報告書：写真含む）

(ウ) アンケート結果

(エ) 日本語学習教材等（日本語教育プログラムで使用した教材及び資料）

(オ) その他、指示するもの

③納入場所

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

1.1 受託上の留意点

(1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。

(3) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

(5) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(6) 受託者は、その他関係法令を遵守すること。

1.2 その他特記事項

(1) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）

第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下「著作権」という。) 及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ、実施するものとする。
- (6) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (7) 企画提案コンペにかかる選定の効果は、令和 7 年度当初予算発効時において生じるものとする。

1 3 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 地域雇用・勤労者福祉班

TEL : 059-224-2461

FAX : 059-224-3024

E-mail : syurou@pref.mie.lg.jp

担当 : 米倉、三枝 (みえだ)